

令和 7 年（2025年）

第 2 回可児市議会定例会議案

令和 7 年 6 月 13 日

目 次

議案第48号	可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	3
--------	--	---

議案第48号

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月13日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
職区分	報酬額	(略)	職区分	報酬額	(略)
(略)			(略)		
選挙長及び開票管理者	1回につき 10,800円		選挙長及び開票管理者	1回につき 12,200円	
投票所の投票管理者	日額 12,800円以内で事務従事した時間に相応した額		投票所の投票管理者	日額 14,500円以内で事務従事した時間に相応した額	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円以内で事務従事した時間に相応した額		期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円以内で事務従事した時間に相応した額	
投票所の投票立会人	日額 15,000円以内で事務従事した時間に相応した額		投票所の投票立会人	日額 17,000円以内で事務従事した時間に相応した額	
期日前投票所の投票立会人	日額 12,800円以内で事務従事した時間に相応した額		期日前投票所の投票立会人	日額 14,500円以内で事務従事した時間に相応した額	
指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 9,100円以内で事務従事した時間に相応した額		指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 10,300円以内で事務従事した時間に相応した額	
開票立会人及び選挙立会人	1回につき 8,900円		開票立会人及び選挙立会人	1回につき 10,100円	
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

